

学校生活の心得

香川県立坂出高等学校 (R6. 1. 9)

「マナーズ」・「クリーン」を学校生活の重点目標としている。

※「マナーズ」とは、あいさつ、服装の整備、交通ルール of 遵守など。

「クリーン」とは、校内美化の徹底、学習環境の整備など。

1 制服、身だしなみ等について

(1) 頭髪

頭髪は、流行にとらわれず、常に清潔に整えて、坂高生としての品位を失わないようにする。

- 男子 : ① 髪 of 長さは、裾が目・耳・襟付け線にかからないように短く整える。
② 染色・脱色・そり込み・パーマ及びこれに類することは禁止する。
- 女子 : ① 髪を結ぶひもは、幅 2 cm 以内で、色は黒・茶・紺とする。
② ヘアピンは、黒色 of 目立たないものを用いる。また、バレッタは、色は黒・紺で規定（幅 2 cm 以内×長さ 8 cm 以内）のものを用いる。
③ 染色・脱色・パーマ及びこれに類することは禁止する。
④ シュシュ、カチューシャなどは禁止する。

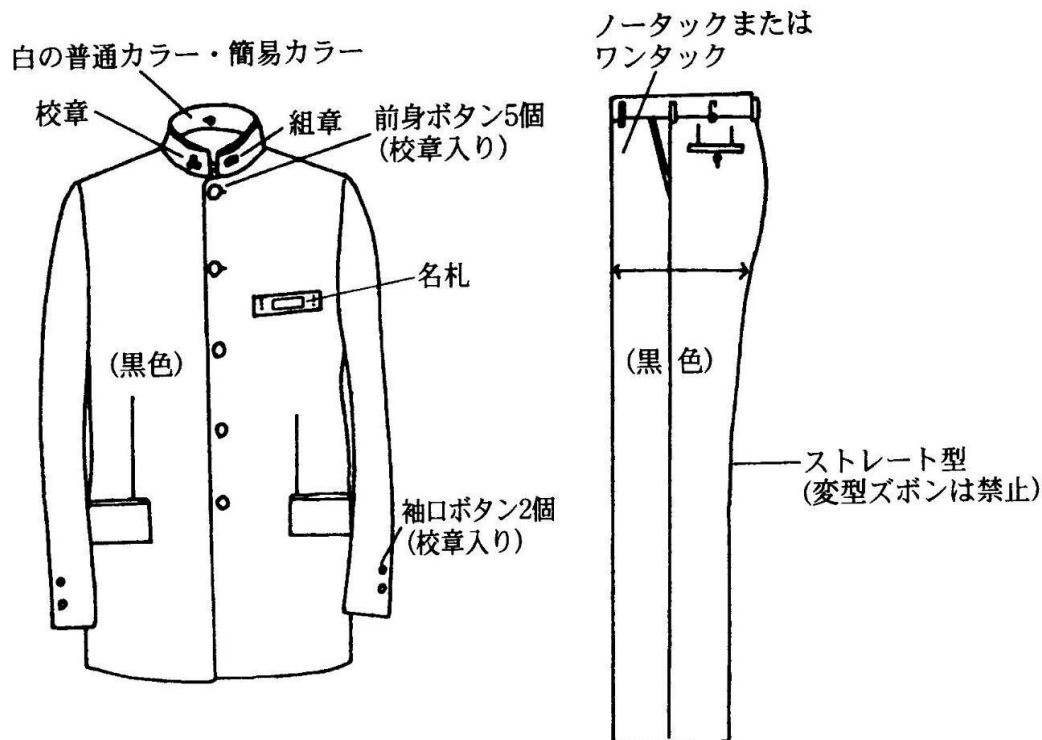
(2) 制服

- 男子 : 次の図に示す制服を着用する。

冬 服

○上着

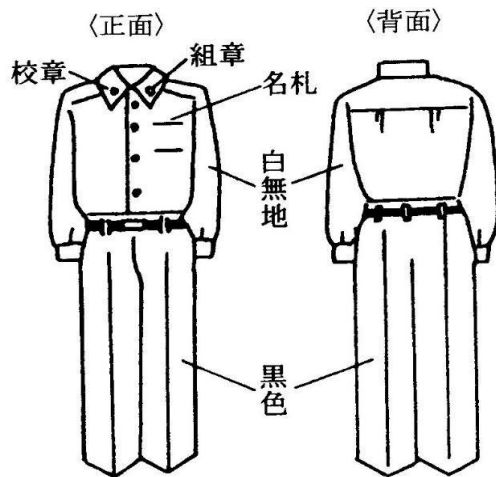
- ・標準学生服を着用する。変型（短、長ラン）は認めません。



○スラックス

- ・丈 of 極端に長いものや短いものは禁止する。
- ・ベルトは必ず着用し、色は黒または目立たない濃い茶とする。

夏 服



○上衣

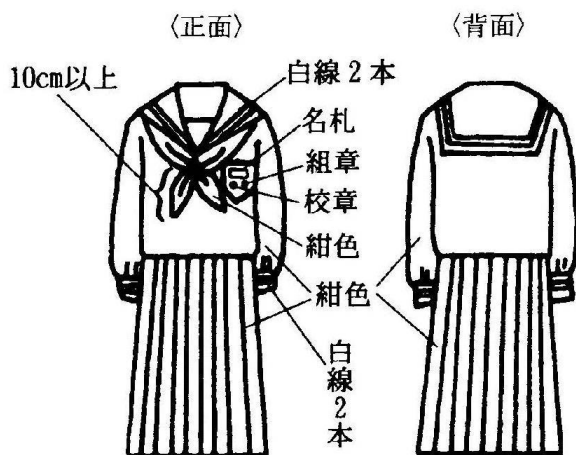
- ・白無地のカッターシャツを着用し、右襟に校章、左襟に組章を付ける。
- ・襟は開襟でもよい。
- ・袖は半袖でもよい。
- ・ワンポイント、ボタンダウンは禁止する。
- ・制服の下に着るシャツの色は白色を基調とし、字や模様などが透けて見えるような派手な色柄物は着用しない。

○スラックス

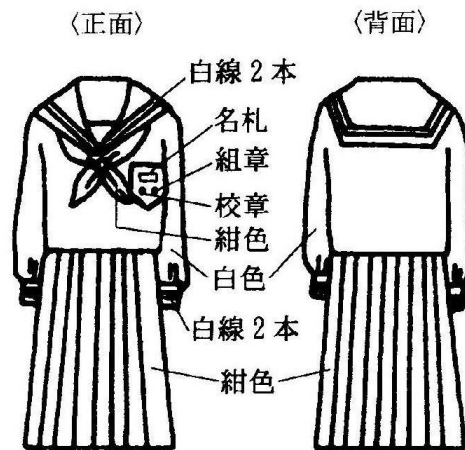
- ・冬服と同じ。

○ 女子 ： 次の図に示す制服を着用する。

冬 服



夏 服



(注) 袖は半袖でもよい。

- ・上 衣：丈は腰骨の線より短くならない。
- ・スカート：ひだの数は28～32本で、裾は膝頭が隠れる長さとする。
本校指定のスラックスを着用してもよい。
- ・ネクタイ：左、右、後ろには出さない。

※冬の制服の下に着用する服は、襟元から見えないものとする。ただし、女子については、黒または白、紺、グレーのハイネック（襟の高さ5cm程度まで）を許可する。（二つ折りは禁止）

(3) 靴下

次に定めるソックスまたはストッキングを着用する。なお、華美なもの（網目・レース・模様入りなど）、ルーズソックス、ニーハイソックス、レッグウォーマー、くるぶしが隠れないショートソックスなどは禁止する。

- 男子 ソックスの色は白・黒・濃紺とする。
- 女子 ストッキングの色はベージュまたは黒、ソックスの色は白・黒または濃紺とする。
なお、ストッキングを着用する場合は、必ずその上にソックスをはく。

(4)靴

通学用靴は、黒色の本革・合成皮革の革靴（ローファー）または白色を基調とする運動靴とする。ヒールの高さは3cm以内。華美なもの認めない。

(5)コート

冬季通学時は、以下の条件を満たしたコートを着用することができる。

○色について

- ・華美でないもの。

○質・形状について

- ・高価でないもの。
- ・すねにかかるような長いものは禁止。
- ・部活動で着用しているジャンパー類を認める。ただし、顧問が部活動で着用していると認めたものに限る。ベンチコートは不可。

(6)通学靴

登下校時には、学生靴または通学にふさわしい華美でないバッグなどを使用する。

(7)その他

- ①冬季通学時は、防寒用としてコート及び手袋・マフラー・ネックウォーマーなどの着用を許可する。
また、校内での座布団の使用は禁止する。その他、防寒対策の細部については当該期に別途定める。
- ②セーター、カーディガンの類は禁止する。
- ③無色以外のリップクリームおよび日焼け止めの使用は禁止する。
- ④化粧や、(スポーツ) ネックレス・ピアス・指輪・ブレスレット（数珠）等の装飾品の使用は禁止する。

2 持ち物等について

- (1)携帯電話やその他通信機能をもつ機器の校内持ち込みは禁止する。ただし携帯電話については、「取り扱い上の留意事項」を遵守するという条件で校内持ち込みを許可する。

取り扱いの留意事項（一部抜粋）

- ①校内での使用は、禁止する。
 - ・携帯電話は、電源を切りカバンの中に入れておく。（着信音が確認された場合は指導対象）
 - ・携帯電話本体およびストラップ等が、他人の目に触れないようにする。
- ②校外での教育活動（学校行事・部活動等）中も、本校職員の許可がなければ使用できない。
- ③上記①②等に違反した場合は、携帯電話を一時預かり、保護者立ち会いのもと本人に注意を与え返却する。
- ④定期考査や実力テスト、およびそれに準ずるテスト中に身に付けたり、使用していた場合は、不正行為とみなし、懲戒処分を行う。

- (2)学習に関係のない週刊誌、雑誌、マンガ類、トランプ、ゲーム機、携帯用オーディオ、などの持ち込みは禁止する。

3 校外生活について

- (1) 外出の際は必ず保護者の許可を受け、行き先および帰宅時刻を告げる。
- (2) 夜間外出に注意し、特に午後 10 時以降は保護者と同行しなければならない。
- (3) 友人の家に宿泊したり友人を宿泊させたりしてはならない。
- (4) 団体として集団的な旅行・キャンプ・登山等に参加するときは、指導教頭を通じて校長の許可を受ける。
- (5) 校外で行われる一般行事・各種集会・会合に参加するときは学級担任を通じて校長の許可を受ける。
- (6) 運転免許の取得、および車輛の運転は原則として認めない。ただし、学校がその必要性を認めた場合は、許可することがある。
- (7) 修学上好ましくない場所、例えば飲酒店・麻雀クラブ・パチンコ店等、香川県青少年保護育成条例で禁止されている場所への立ち入りは禁止する。
- (8) アルバイトは原則として禁止する。ただし、学校が特別な事情があると認めた場合は、許可することがある。